

【参考資料】 磐田市の国民健康保険税率のあり方について

Ⅰ. 令和3年度以降の財政見通し

☆ 被保険者1人あたりの事業費納付金等が令和2年度当初予算と同等の場合

	R02 (当初予算)	R03 (見通し)	R04 (見通し)	R05 (見通し)	R06 (見通し)	R07 (見通し)
被保険者数	35,000人	35,800人	35,200人	34,300人	33,400人	32,700人
歳入計	40.4億円	41.2億円	40.5億円	39.5億円	38.3億円	37.6億円
国保税収納額	30.7億円	31.3億円	30.7億円	30.0億円	29.1億円	28.5億円
特別交付金	2.4億円	2.5億円	2.5億円	2.4億円	2.3億円	2.3億円
法定繰入金	7.3億円	7.4億円	7.3億円	7.1億円	6.9億円	6.8億円
歳出計	47.6億円	48.7億円	47.9億円	46.6億円	45.4億円	44.4億円
事業費納付金	46.8億円	47.9億円	47.1億円	45.9億円	44.7億円	43.7億円
出産育児諸費ほか	0.8億円	0.8億円	0.8億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円
歳入不足額	-7.2億円	-7.5億円	-7.4億円	-7.1億円	-7.1億円	-6.8億円
1人あたり不足額	-21,000円	-21,000円	-21,000円	-21,000円	-21,000円	-21,000円

	R08 (見通し)	R09 (見通し)	R10 (見通し)	R11 (見通し)	R12 (見通し)	R13 (見通し)
被保険者数	32,000人	31,500人	31,100人	30,900人	30,600人	30,400人
歳入計	36.8億円	36.3億円	35.8億円	35.5億円	35.1億円	34.9億円
国保税収納額	27.9億円	27.5億円	27.1億円	26.9億円	26.6億円	26.4億円
特別交付金	2.2億円	2.2億円	2.2億円	2.1億円	2.1億円	2.1億円
法定繰入金	6.7億円	6.6億円	6.5億円	6.5億円	6.4億円	6.4億円
歳出計	43.5億円	42.8億円	42.3億円	42.0億円	41.6億円	41.4億円
事業費納付金	42.8億円	42.1億円	41.6億円	41.3億円	40.9億円	40.7億円
出産育児諸費ほか	0.7億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円
歳入不足額	-6.7億円	-6.5億円	-6.5億円	-6.5億円	-6.5億円	-6.5億円
1人あたり不足額	-21,000円	-21,000円	-21,000円	-21,000円	-21,000円	-21,000円

☆ 被保険者1人あたりの事業費納付金等が年1%伸長する場合

	R02 (当初予算)	R03 (見通し)	R04 (見通し)	R05 (見通し)	R06 (見通し)	R07 (見通し)
被保険者数	35,000人	35,800人	35,200人	34,300人	33,400人	32,700人
歳入計	40.4億円	41.2億円	40.5億円	39.5億円	38.3億円	37.6億円
保険税収納額	30.7億円	31.3億円	30.7億円	30.0億円	29.1億円	28.5億円
特別交付金	2.4億円	2.5億円	2.5億円	2.4億円	2.3億円	2.3億円
法定繰入金	7.3億円	7.4億円	7.3億円	7.1億円	6.9億円	6.8億円
歳出計	47.6億円	49.2億円	48.8億円	48.0億円	47.2億円	46.7億円
事業費納付金	46.8億円	48.4億円	48.0億円	47.3億円	46.5億円	46.0億円
出産育児諸費ほか	0.8億円	0.8億円	0.8億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円
歳入不足額	-7.2億円	-8.0億円	-8.3億円	-8.5億円	-8.9億円	-9.1億円
1人あたり不足額	-21,000円	-22,000円	-24,000円	-25,000円	-27,000円	-28,000円

	R08 (見通し)	R09 (見通し)	R10 (見通し)	R11 (見通し)	R12 (見通し)	R13 (見通し)
被保険者数	32,000人	31,500人	31,100人	30,900人	30,600人	30,400人
歳入計	36.8億円	36.3億円	35.8億円	35.5億円	35.1億円	34.9億円
保険税収納額	27.9億円	27.5億円	27.1億円	26.9億円	26.6億円	26.4億円
特別交付金	2.2億円	2.2億円	2.2億円	2.1億円	2.1億円	2.1億円
法定繰入金	6.7億円	6.6億円	6.5億円	6.5億円	6.4億円	6.4億円
歳出計	46.1億円	45.9億円	45.7億円	45.9億円	45.9億円	46.1億円
事業費納付金	45.4億円	45.2億円	45.0億円	45.2億円	45.2億円	45.4億円
出産育児諸費ほか	0.7億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円	0.7億円
歳入不足額	-9.3億円	-9.6億円	-9.9億円	-10.4億円	-10.8億円	-11.2億円
1人あたり不足額	-29,000円	-30,000円	-32,000円	-34,000円	-35,000円	-37,000円

【推計方法】

・被保険者数の見込み

令和3年度以降の被保険者数は、令和2年9月末現在の年齢ごとの市人口（169,490人）から、自然増減（出生と死亡の差により生じる増減）のみを考慮して市人口を推計し、推計結果に令和2年9月末現在の年齢ごとの国保加入率を乗じて算出している。「団塊の世代」が後期高齢者となる令和5年から令和7年にかけては被保険者数の減少率が高くなると予測される。

* 社会経済状況（社会保険への加入・社会保険からの脱退など）を考慮していないため、減少率は推計より高くなることが想定される。

・歳入の見込み

現年分の国保税収納額は、令和2年度当初予算に用いた被保険者1人あたり調定額（88,036円）に被保険者見込数と予定収納率（94.3%）を乗じて推計している。（滞納繰越分は調定総額が漸減していくことを考慮している。）

特別交付金・法定繰入金は、令和2年度当初予算に用いた被保険者1人あたり交付額（繰入額）に被保険者見込数を乗じて算出している。

* 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の落ち込みが予測されるが、ここでは考慮していない。

・歳出の見込み

事業費納付金は、令和2年度当初予算における被保険者1人あたりの納付金額（133,756円）に被保険者見込数を乗じて推計している。

出産育児諸費・葬祭諸費も同様に推計している。

II. 国保税率（賦課方式）の改正

☆ 被保険者 1 人あたりの歳入不足額を 3 年に 1 度、4 回の改正で解消する例

		現行税率	改正 ①	改正 ②	改正 ③	改正 ④	標準保険料率
医療分	所得割	4.40%	4.98%	5.56%	6.13%	6.70%	6.81%
	資産割	30.00%	22.50%	15.00%	7.50%		
	均等割	19,800円	21,300円	22,800円	24,300円	25,800円	26,921円
	平等割	21,600円	20,700円	19,800円	18,900円	18,000円	18,932円
後期分	所得割	1.40%	1.65%	1.90%	2.15%	2.40%	2.42%
	資産割	5.00%	3.75%	2.50%	1.25%		
	均等割	7,200円	7,650円	8,100円	8,550円	9,000円	9,557円
	平等割	6,600円	6,450円	6,300円	6,150円	6,000円	6,721円
介護分	所得割	0.90%	1.20%	1.50%	1.80%	2.10%	2.21%
	資産割	4.50%	3.37%	2.24%	1.12%		
	均等割	6,000円	8,250円	10,500円	12,750円	15,000円	15,978円
	平等割	4,200円	3,150円	2,100円	1,050円		

☆ 被保険者 1 人あたりの歳入不足額を 3 年に 1 度、3 回の改正で解消する例

		現行税率	改正 ①	改正 ②	改正 ③	標準保険料率
医療分	所得割	4.40%	5.20%	6.00%	6.70%	6.81%
	資産割	30.00%	20.00%	10.00%		
	均等割	19,800円	20,800円	22,800円	25,800円	26,921円
	平等割	21,600円	20,400円	19,200円	18,000円	18,932円
後期分	所得割	1.40%	1.70%	2.00%	2.40%	2.42%
	資産割	5.00%	3.30%	1.60%		
	均等割	7,200円	7,800円	8,400円	9,000円	9,557円
	平等割	6,600円	6,400円	6,200円	6,000円	6,721円
介護分	所得割	0.90%	1.30%	1.70%	2.10%	2.21%
	資産割	4.50%	3.00%	1.50%		
	均等割	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	15,978円
	平等割	4,200円	2,800円	1,400円		

☆ 県内他市の国保税（料）の改正状況

県内23市の被保険者1人あたり調定額の推移

保険者	H26	H27	H28	H29	H30	R01
静岡市	107,494円	101,846円	95,316円	94,830円	95,865円	96,492円
浜松市	104,011円	106,288円	107,908円	112,703円	113,435円	114,876円
沼津市	109,253円	108,026円	105,703円	106,585円	103,949円	108,426円
熱海市	102,273円	101,220円	101,740円	102,238円	104,094円	106,594円
三島市	95,448円	93,134円	98,406円	98,458円	106,818円	107,881円
富士宮市	91,043円	88,728円	95,754円	100,621円	101,274円	103,790円
伊東市	91,033円	89,316円	90,121円	89,483円	85,894円	86,310円
島田市	99,137円	96,564円	95,362円	95,803円	98,278円	91,439円
富士市	95,245円	94,614円	94,756円	106,163円	107,113円	109,198円
磐田市	88,746円	87,440円	87,699円	87,802円	88,543円	90,347円
焼津市	97,470円	96,746円	96,628円	96,541円	96,850円	98,289円
掛川市	98,425円	96,463円	96,576円	98,852円	98,019円	99,015円
藤枝市	95,106円	92,897円	93,575円	93,089円	93,059円	94,867円
御殿場市	107,146円	106,372円	107,538円	115,866円	116,756円	117,999円
袋井市	99,007円	97,705円	98,471円	100,588円	100,223円	101,306円
下田市	90,177円	90,339円	92,252円	93,156円	73,325円	74,827円
裾野市	100,791円	105,210円	106,060円	106,176円	107,529円	109,891円
湖西市	99,370円	99,829円	100,516円	99,672円	98,185円	101,195円
伊豆市	85,990円	85,719円	91,682円	91,429円	90,022円	91,178円
御前崎市	113,965円	113,866円	106,576円	108,383円	106,874円	108,430円
菊川市	106,092円	100,627円	99,110円	100,381円	100,706円	102,096円
伊豆の国市	93,674円	101,924円	101,926円	102,158円	102,631円	97,739円
牧之原市	115,018円	112,558円	110,879円	112,685円	112,073円	109,067円
市町平均	100,924円	99,762円	99,430円	101,657円	101,909円	103,019円

保険者	増減額(増減率)									
	H27-H26		H28-H27		H29-H28		H30-H29		R01-H30	
静岡市	-5,648円	-5.3%	-6,530円	-6.4%	-486円	-0.5%	1,035円	1.1%	627円	0.7%
浜松市	2,276円	2.2%	1,621円	1.5%	4,795円	4.4%	732円	0.6%	1,441円	1.3%
沼津市	-1,227円	-1.1%	-2,323円	-2.2%	882円	0.8%	-2,636円	-2.5%	4,476円	4.3%
熱海市	-1,053円	-1.0%	521円	0.5%	498円	0.5%	1,856円	1.8%	2,500円	2.4%
三島市	-2,313円	-2.4%	5,272円	5.7%	52円	0.1%	8,360円	8.5%	1,063円	1.0%
富士宮市	-2,316円	-2.5%	7,026円	7.9%	4,867円	5.1%	653円	0.6%	2,516円	2.5%
伊東市	-1,717円	-1.9%	805円	0.9%	-638円	-0.7%	-3,589円	-4.0%	416円	0.5%
島田市	-2,574円	-2.6%	-1,201円	-1.2%	441円	0.5%	2,475円	2.6%	-6,839円	-7.0%
富士市	-631円	-0.7%	142円	0.1%	11,407円	12.0%	950円	0.9%	2,086円	1.9%
磐田市	-1,306円	-1.5%	259円	0.3%	103円	0.1%	741円	0.8%	1,803円	2.0%
焼津市	-724円	-0.7%	-118円	-0.1%	-87円	-0.1%	309円	0.3%	1,440円	1.5%
掛川市	-1,963円	-2.0%	113円	0.1%	2,276円	2.4%	-833円	-0.8%	996円	1.0%
藤枝市	-2,208円	-2.3%	677円	0.7%	-486円	-0.5%	-30円	0.0%	1,808円	1.9%
御殿場市	-774円	-0.7%	1,166円	1.1%	8,328円	7.7%	890円	0.8%	1,243円	1.1%
袋井市	-1,303円	-1.3%	766円	0.8%	2,117円	2.2%	-365円	-0.4%	1,083円	1.1%
下田市	161円	0.2%	1,913円	2.1%	904円	1.0%	-19,831円	-21.3%	1,501円	2.0%
裾野市	4,419円	4.4%	850円	0.8%	116円	0.1%	1,353円	1.3%	2,363円	2.2%
湖西市	459円	0.5%	687円	0.7%	-844円	-0.8%	-1,487円	-1.5%	3,010円	3.1%
伊豆市	-271円	-0.3%	5,963円	7.0%	-253円	-0.3%	-1,407円	-1.5%	1,156円	1.3%
御前崎市	-100円	-0.1%	-7,290円	-6.4%	1,807円	1.7%	-1,509円	-1.4%	1,556円	1.5%
菊川市	-5,465円	-5.2%	-1,517円	-1.5%	1,271円	1.3%	325円	0.3%	1,390円	1.4%
伊豆の国市	8,250円	8.8%	2円	0.0%	232円	0.2%	473円	0.5%	-4,892円	-4.8%
牧之原市	-2,460円	-2.1%	-1,679円	-1.5%	1,806円	1.6%	-612円	-0.5%	-3,006円	-2.7%
市町平均	-1,162円	-1.2%	-332円	-0.3%	2,227円	2.2%	252円	0.2%	1,110円	1.1%

* 橙の塗りつぶしは増額の税率改正、青の塗りつぶしは減額の税率改正があったことを示す。

☆ モデルケースによる比較

□ モデルケースⅠ

40歳代の夫婦 18歳以下の子ども2人の4人世帯（所得：350万円 固定資産税：8万円）のケース

* 4人世帯の平均的な所得・固定資産税

		医療分	後期分	介護分	計
現行税率		264,200円	83,700円	48,300円	396,200円
改正①		281,700円	92,300円	60,300円	434,300円
現行との差	増減額	17,500円	8,600円	12,000円	38,100円
	増減率	6.62%	10.27%	24.84%	9.62%
改正②		299,200円	100,900円	72,400円	472,500円
現行との差	増減額	35,000円	17,200円	24,100円	76,300円
	増減率	13.25%	20.55%	49.90%	19.26%
改正③		316,400円	109,500円	84,500円	510,400円
現行との差	増減額	52,200円	25,800円	36,200円	114,200円
	増減率	19.76%	30.82%	74.95%	28.82%
改正④		333,500円	118,000円	96,500円	548,000円
現行との差	増減額	69,300円	34,300円	48,200円	151,800円
	増減率	26.23%	40.98%	99.79%	38.31%

□ モデルケースⅡ

65歳以上の夫婦の2人世帯（所得：100万円 固定資産税：9万円）のケース

* 5割軽減世帯 夫の年金収入：220万円・妻：80万円

		医療分	後期分	介護分	計
現行税率		87,000円	24,300円		111,300円
改正①		85,200円	25,300円		110,500円
現行との差	増減額	-1,800円	1,000円		-800円
	増減率	-2.07%	4.12%		-0.72%
改正②		83,400円	26,200円		109,600円
現行との差	増減額	-3,600円	1,900円		-1,700円
	増減率	-4.14%	7.82%		-1.53%
改正③		81,500円	27,100円		108,600円
現行との差	増減額	-5,500円	2,800円		-2,700円
	増減率	-6.32%	11.52%		-2.43%
改正④		79,600円	28,000円		107,600円
現行との差	増減額	-7,400円	3,700円		-3,700円
	増減率	-8.51%	15.23%		-3.32%

□ モデルケースⅢ

50歳代の夫婦の2人世帯（所得：150万円 固定資産税：5.5万円）のケース

* 国保加入世帯の平均所得・平均固定資産税

		医療分	後期分	介護分	計
現行税率		129,100円	40,100円	29,200円	198,400円
改正①		133,900円	43,100円	35,500円	212,500円
現行との差	増減額	4,800円	3,000円	6,300円	14,100円
	増減率	3.72%	7.48%	21.58%	7.11%
改正②		138,700円	46,100円	41,800円	226,600円
現行との差	増減額	9,600円	6,000円	12,600円	28,200円
	増減率	7.44%	14.96%	43.15%	14.21%
改正③		143,300円	49,000円	48,200円	240,500円
現行との差	増減額	14,200円	8,900円	19,000円	42,100円
	増減率	11.00%	22.19%	65.07%	21.22%
改正④		147,900円	52,000円	54,500円	254,400円
現行との差	増減額	18,800円	11,900円	25,300円	56,000円
	増減率	14.56%	29.68%	86.64%	28.23%

□ モデルケースⅣ

40歳代の単身世帯（所得：なし 固定資産税：なし）のケース

* 7割軽減世帯 所得・固定資産税なし

		医療分	後期分	介護分	計
現行税率		12,400円	4,100円	3,000円	19,500円
改正①		12,600円	4,200円	3,400円	20,200円
現行との差	増減額	200円	100円	400円	700円
	増減率	1.61%	2.44%	13.33%	3.59%
改正②		12,700円	4,300円	3,700円	20,700円
現行との差	増減額	300円	200円	700円	1,200円
	増減率	2.42%	4.88%	23.33%	6.15%
改正③		12,900円	4,400円	4,100円	21,400円
現行との差	増減額	500円	300円	1,100円	1,900円
	増減率	4.03%	7.32%	36.67%	9.74%
改正④		13,100円	4,500円	4,500円	22,100円
現行との差	増減額	700円	400円	1,500円	2,600円
	増減率	5.65%	9.76%	50.00%	13.33%

☆ [参考] 同規模保険者との比較

類似する保険者を一定の条件によりグループとして分類する指標があり、当市は、「被保険者数が2万人以上5万人未満の市で、被保険者のうち前期高齢者の加入率が45%を超えている保険者」に分類される。平成30年度、このグループに分類される保険者は「110市」で、グループの平均保険税(料)調定額は92,269円となっている。(磐田市:88,543円)

同グループの平均保険税(料)率

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.09%	2.29%	2.04%
資産割	4.41%	0.79%	0.68%
均等割	23,073円	8,349円	10,374円
平等割	19,706円	5,653円	3,612円

同グループの賦課方式

	医療分	後期分	介護分
2方式	6	24	39
3方式	76	71	58
4方式	28	15	13
計	110	110	110

III. 賦課方式の見直し(資産割の廃止)の検討

☆ 資産割の廃止の影響額(国保税総額の確保策)

令和2年度国保税(料)本算定における賦課割合

	医療分		後期分		介護分		計	
	磐田市	市町平均	磐田市	市町平均	磐田市	市町平均	磐田市	市町平均
所得割	43.0%	52.9%	44.5%	51.8%	44.7%	53.4%	43.4%	52.7%
資産割	13.8%	2.9%	7.5%	0.8%	6.8%	0.8%	12.1%	2.2%
均等割	26.2%	29.4%	31.1%	33.5%	30.4%	39.1%	27.5%	31.2%
平等割	17.0%	14.8%	16.9%	13.9%	18.1%	6.7%	17.0%	13.9%

上記の表は、令和2年度の本算定における当市及び県内市町平均の賦課割合で、当市の資産割の賦課割合は保険税全体の12.1%となっている。(賦課額は約4億6,800万円) 賦課割合・賦課総額とも県内で最も高くなっている。

賦課額を所得割に転嫁する場合(所得割対象額で除した場合)は、所得割率を全体で約1.7%上げることになり、均等割に転嫁する場合(被保険者数で除した場合)は、均等割額を全体で約12,600円上げることになる。

☆ 資産割を採用している理由・資産割の課題

◇ 採用している理由

- ・ 資産を有する=資力がある

1世帯あたりの所得割対象額 (医療分・後期分)	
資産割あり	資産割なし
1,549,729円	674,121円

令和2年度の本算定において、資産割を賦課されている世帯(医療分・後期分)は全世帯の約57%となっている。(介護分は約41%) 資産割が賦課されている世帯のほうが相対的に世帯所得(所得割対象額)は高く、資産割が賦課されていない世帯の約2.3倍になる。

- ・ 所得割と比較して安定して収入が見込める(景気等の影響を受けにくい)

◇ 資産割の課題

- ・ (国保制度開始時と比べ) 固定資産は必ずしも収益性があるとは言えない
- ・ 他の健康保険とのバランス
 - ⇒ 後期高齢者医療保険等、他の健康保険では採用されていない
- ・ 固定資産税との二重課税であるという批判
- ・ 固定資産以外の資産 (金融資産) との不公平感

☆ 資産割を1回の改正で廃止した場合の影響

		改正①	改正①'
医療分	所得割	4.98%	5.79%
	資産割	22.50%	0.00%
	均等割	21,300円	24,000円
	平等割	20,700円	20,700円
後期分	所得割	1.65%	1.80%
	資産割	3.75%	0.00%
	均等割	7,650円	8,000円
	平等割	6,450円	6,450円
介護分	所得割	1.20%	1.26%
	資産割	3.37%	0.00%
	均等割	8,250円	8,800円
	平等割	3,150円	3,150円

被保険者1人あたり調定額は、改正①の場合も改正①'の場合も、全体では現行税率から約4,600円・5.1%の増となるが、資産割なしの人は資産割を一度の改正で全廃した場合、段階的な廃止よりも約7,000円調定額が増加し、現行税率による調定額よりも約13,200円・19.2%の増となる。一方で資産割ありの人は現行とほぼ変わらない。

		現行税率	改正①	改正①'
医療分	1人あたり調定額(全体)	65,274円	67,354円	67,349円
	資産割なし	47,386円	50,788円	56,559円
	資産割あり	75,178円	76,526円	73,323円

現行税率との差			
改正①		改正①'	
2,080円	3.2%	2,075円	3.2%
3,402円	7.2%	9,173円	19.4%
1,348円	1.8%	-1,855円	-2.5%

		現行税率	改正①	改正①'
後期分	1人あたり調定額(全体)	19,883円	21,332円	21,332円
	資産割なし	15,579円	17,012円	17,963円
	資産割あり	22,266円	23,724円	23,197円

1,449円	7.3%	1,449円	7.3%
1,433円	9.2%	2,384円	15.3%
1,458円	6.5%	931円	4.2%

		現行税率	改正①	改正①'
介護分	1人あたり調定額(全体)	17,347円	20,955円	20,962円
	資産割なし	13,086円	15,943円	16,707円
	資産割あり	22,509円	27,029円	26,117円

3,608円	20.8%	3,615円	20.8%
2,857円	21.8%	3,621円	27.7%
4,520円	20.1%	3,608円	16.0%

		現行税率	改正①	改正①'
1人あたり調定額(全体)		90,257円	94,848円	94,845円
資産割なし		68,881円	75,008円	82,076円
資産割あり		102,093円	105,833円	101,915円

現行税率との差			
改正①		改正①'	
4,591円	5.1%	4,588円	5.1%
6,127円	8.9%	13,195円	19.2%
3,740円	3.7%	-178円	-0.2%

改正①' - 改正①	
-3円	0.0%
7,068円	10.3%
-3,918円	-3.8%

世帯単位でみると、資産割率の段階的な改正（改正①）の場合、最も調定額が上がる世帯は金額で122,500円、割合で15.7%の増、最も調定額が下がる世帯は金額で125,700円、割合で23.6%の減となる。資産割を一度の改正で全廃する（改正①'）場合は、最も調定額が上がる世帯は金額で213,800円、割合で30.1%の増、最も調定額が下がる世帯は金額740,800円、割合で94.1%の減となる。

	現行	改正①	現行税率との差		改正①'	現行税率との差	
増	被保険者数：1人 所得割対象額：10,666,110円 資産割対象額：0円						
	779,900円	902,400円	122,500円	15.7%	946,300円	166,400円	21.3%
増	被保険者数：1人 所得割対象額：6,797,892円 資産割対象額：0円						
	506,600円	586,000円	79,400円	15.7%	659,000円	152,400円	30.1%
増	被保険者数：2人 所得割対象額：9,313,506円 資産割対象額：0円						
	722,200円	833,900円	111,700円	15.5%	936,000円	213,800円	29.6%

	現行	改正①	現行税率との差		改正①'	現行税率との差	
減	被保険者数：2人 所得割対象額：316,023円 資産割対象額：1,495,500円						
	592,200円	466,500円	-125,700円	-21.2%	79,400円	-512,800円	-86.6%
減	被保険者数：1人 所得割対象額：12,279円 資産割対象額：851,829円						
	315,400円	241,100円	-74,300円	-23.6%	18,600円	-296,800円	-94.1%
減	被保険者数：1人 所得割対象額：0円 資産割対象額：867,100円						
	361,900円	276,900円	-85,000円	-23.5%	21,200円	-340,700円	-94.1%
減	被保険者数：3人 所得割対象額：1,069,200円 資産割対象額：3,000,432円						
	957,500円	899,800円	-57,700円	-6.0%	216,700円	-740,800円	-77.4%

改正①の調定額と改正①'の調定額の差額は、最大で102,100円の増となり、683,100円の減となる。

改正①の場合、国保税が増加する世帯は全世帯の約79%で平均増加額は11,150円、減少する世帯は約21%で平均減少額は6,947円となる。

改正①'の場合、増加する世帯が約71%、平均で22,072円の増、減少する世帯が約29%、平均で28,405円の減となる。

☆ 改正①の場合の世帯ごとの国保税増減額（率）

増	78.6%
減	20.7%
変わらない	0.7%

国保税が増える世帯が約 8 割、減る世帯が約 2 割となる。

増加額が、

12,000円(1月あたり1,000円)以下	54.4%
24,000円(1月あたり2,000円)以下	13.8%
36,000円(1月あたり3,000円)以下	5.1%
60,000円(1月あたり5,000円)以下	3.6%
60,000円(1月あたり5,000円)超	1.7%

減少額が、

12,000円(1月あたり1,000円)以下	17.6%
24,000円(1月あたり2,000円)以下	2.2%
36,000円(1月あたり3,000円)超	0.9%

国保税の増加額が 12,000 円以下（1 月あたり 1,000 円以下）の世帯が全世帯の約 55%、12,000 円を超え 24,000 円以下（1 月あたり 2,000 円以下）の世帯が約 14%、24,000 円を超えて増加する（1 月あたり 2,000 円を超える増加）世帯が約 10%となる。

年額 60,000 円（月額 5,000 円）を超える世帯が約 400 世帯と見込まれる。

一方、減少額が 12,000 円以下（1 月あたり 1,000 円以下）の世帯が全世帯の約 18%、12,000 円を超えて減少する（1 月あたり 1,000 円を超える減少）世帯が約 3%と見込まれる。

全世帯の約 73%は増減額が 12,000 円（1 月あたり 1,000 円）の範囲内となる見込み。

増加率が、

5.0%以下	38.6%
10.0以下	29.1%
15.0以下	10.8%
15.0超	0.1%

減少率が、

5.0%以下	8.8%
10.0以下	5.9%
15.0以下	3.8%
15.0超	2.2%

国保税の増加率が 5.0%以下の世帯が全世帯の約 39%、5.0%を超え 10.0%以下の世帯が約 29%となる。減少率が 5.0%以下の世帯は約 9%、5.0%を超え 10.0%以下の世帯が約 6%となり、全世帯の約 83%が増減率 10%の範囲内となる見込み。

増加率が 10%を超える世帯が約 2,500 世帯と見込まれる。

☆ [参考] 応能応益割合

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分（所得割・資産割）と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分（被保険者均等割・世帯別平等割）で構成される。従前は、応能割と応益割の比率を「50:50」とすることが原則とされていたが、国保制度改革後（平成30年度から）は、全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて、都道府県全体の応能・応益を算定することが原則となった。

* 静岡県は全国平均と比較して所得水準が高いため、応益割の比率が高くなる。

◇ 令和2年度 本算定における応能・応益割合

	医療分				後期分				介護分			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
現 行 税 率	55.23%		44.77%		50.54%		49.46%		50.80%		49.20%	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	41.78%	13.45%	27.17%	17.60%	43.25%	7.29%	32.03%	17.43%	44.13%	6.67%	30.88%	18.32%
標 準 保 険 料 率	54.42%		45.58%		53.92%		46.08%		54.32%		45.68%	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
	54.42%	0.00%	32.15%	13.43%	53.92%	0.00%	32.50%	13.58%	54.32%	0.00%	45.68%	0.00%

応能割の比率を高く設定すると、低所得層の保険税負担を抑制することができる一方で、所得（資産）を有する被保険者（世帯）に多くの負担を求めることになる。